

発行：北出経営労務事務所
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルティル203号室
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480
発行日：2012年11月1日

今月のことば●失敗は成功の母

一回限りの失敗は、実はまだ失敗とは限らない。
肝心なことは、とことん失敗の原因を見極め、同じ失敗を二度と繰り返さないこと。
そうすることで失敗は成功の母となる。



もうすっかり秋ですね(*^_^*)

急激に冷え込んできましたが、風邪など召されてい
ませんか？弊社スタッフもジャケットを着こん
でいる日が増えてきたように感じます(*^_^*)

紅葉も綺麗だし、食べ物もおいしいし、秋は大好きですが、これから
やってくる冬を思うと今から身震いします(笑)

先日、女性スタッフで、机の下をどう暖めて冬を乗り切るかが話題に
なりました。気が早いと思われるかもしれませんが、歳を重ねるごと
に、どんなに部屋が暖かなくても、足元が冷えるようになってきた

私たちは、つつい足元を暖めるという話題に敏感になってしまうのです(笑)とにかく
着込んで、膝かけをかけるくらいしか思い浮かびませんが、食べ物や飲み物、生活
習慣で体質を改善する事も必要かもしれませんね(*^_^*)

(高間)



日本一のアナウンサーが伝授するプレゼンの極意！福井発登場！

セミナー案内

社長、リーダーのための話し方・プレゼン達人セミナー

話し方やプレゼンに関してプロといえばやはりアナウンサー。
アナウンサーに話し方やプレゼンの手法を学ぶことができれば
話し方のレベルはぐんと飛躍するはずです。
ぜひ、この機会に話し方やプレゼンのレベルを向上させてください。

◆セミナー内容◆

社長、リーダーのための話し方・プレゼン達人セミナー

- * トークが一瞬で上手くなる「3法則」
- * アナウンサーが使っている「黄金のピラミッド」
- * 論理的な話をするためのウラワザ
- * 一流の人脈を作るための1分間自己PRの方法
- * TEDに学ぶ「海外の一流プレゼンター」の話し方
- * 1分間プレゼンテーションの作り方の基本
- * トークが上達するための3つのステップ
- * 影響力のあるリーダーになるために必要な4つの方法

◆開催要項◆

日時：2012年12月7日(金) 13:30~17:30
(開場13:10)

会場：福井駅AOSSA (アオッサ) 研修室601
(福井市手寄1-4-1)

講師：株式会社スピーチジャパン 代表取締役 三橋泰介氏

費用：お一人様 18,000円(税込18,900円)

対象：社長、リーダー

定員：20名→残り5名(定員に達し次第締め切らせて頂きます)

特典

- ①三橋氏とのスカイプコンサルティング
- ②北出とのプレゼン実践会
(共に希望者限定！)



《講師プロフィール》 三橋泰介氏

株式会社スピーチジャパン代表取締役
プレゼンテーショントレーナー&コンサルタント
元東北放送(TBS系)アナウンサーなど局アナ歴11年。
プロ野球中継やNBAバスケットボールなどの実況中継を
担当し、テレビ朝日系列アナウンスコンテスト全国1位。
独立後、上場企業トップやギネス・ワールド・レコーズ社
のトップなどを対面プレゼンテーションによって口説き
落としたノウハウを武器にプレゼンテーショントレーナー、
コンサルタントとして活動開始。
コニカミノルタホールディングスなど一部上場企業を中心に
年間2,000人以上の受講者を相手に「人前で話すスキルを
身につけるプレゼンセミナー」を開催。経営者、政治家、
士業、個人事業主など、話すことで影響力を拡大したい
リーダーに特化してセミナーを行なっている。M-1王者
サンドウィッチマンや船井総研の人気コンサルタントたちも
絶賛。著書「話術！虎の穴」はAmazon総合3位、話し方・
プレゼン部門1位を獲得。「3秒で盛り上げて30分以上話し
が弾む会話術」(徳間書店)「話し方の裏ワザ」(青春出版
社)「返し会話術」(KKベストセラーズ)など著書6冊。

セミナー内容の詳細、お申し込みは<http://kkr-group.com/speech/>まで

けいえい ろうむ 相談室

当社では、現在、派遣労働者を受け入れることを考えています。しかし、2012年10月1日から労働者派遣法が改正したと聞きました。派遣労働者を受け入れる時に注意することは何でしょうか。また、以前と比べて変わったことは何でしょうか。



2012年10月1日から労働者派遣法が改正されました。派遣労働者の保護と雇用の安定を図るために派遣先の会社にも責任が課せられました。どのような内容になっているか確認してみましょう。

改正労働者派遣法の内容は？

今回の改正点を簡単に表にまとめました。特に、派遣先の会社での大事な点や注意する点を簡単にご説明していきます。



派遣会社・派遣先に新たに課される事項

派遣会社	派遣先
<ul style="list-style-type: none"> 派遣会社と派遣労働者との30日以内の期間での雇用契約は、原則禁止。(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社からの派遣社員を受け入れるときは派遣の割合は8割以下に制限する。 <small>全派遣労働者のグループ企業での総労働時間 / 全派遣労働者の総労働時間</small>
<ul style="list-style-type: none"> グループ企業派遣の8割規制 実績報告の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> 離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止 離職後1年以内の元従業員を派遣労働者として受け入れることの禁止、該当する場合には派遣会社へ通知
<ul style="list-style-type: none"> マージン率などの情報提供 派遣料金の明示 待遇に関する事項などの説明 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣社員を受け入れるときは確認が必要 <small>正社員・契約社員としてA社に勤務 → 離職 → 派遣会社Bと労働契約 → 派遣社員としてA社に勤務</small> (1年以内) ✗ (同一法人の別事業所に派遣を受け入れることも禁止)
<ul style="list-style-type: none"> 有期の契約が5年を超えて反復更新された場合には、その契約が期間の定めのない契約、(無期の契約)になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先の都合で派遣契約を解除する時に講ずべき措置 派遣先の都合で派遣契約を解除する場合には義務が発生 ・新たな就業の機会の確保 ・派遣労働者に支払う休業手当・解雇手当の費用の負担 ・派遣期間を出来るだけ長くすること
<ul style="list-style-type: none"> 均衡待遇の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 均衡待遇の確保に向けた派遣会社への協力 労働契約申込みみなし制度【平成27年10月1日】

point! (※1) 以下の場合、30日以内の日雇派遣が認められています。「60歳以上」「昼間学生」その他(派遣先が注意できることに限定しています。)
 <<具体的には>>
 ・直接、日雇いを雇用することは可能
 ・雇用期間終了後、残務処理や引継抵触日まで等のため、新たに雇用期間30日以内の雇用契約を結ぶことは不可能
 (※2) 左のような情報をもらうことになります。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

違法派遣であること知りながら派遣労働者を受け入れると自動的に派遣先の会社が派遣労働者に対し、労働契約の申込みを行ったこととなります。
 <<違法派遣(4つ)>>
 ① 禁止業務への派遣受入れ
 ② 無許可・無届の派遣会社からの派遣受入れ
 ③ 期間制限を超えての派遣受入れ
 ④ 偽装派遣



♡♡社労士さとうのワンポイントアドバイス♡♡
 今回の労働者派遣法の改正で派遣先の会社が派遣労働者を受け入れる際には確認しなければならないことが多くなりました。前もって「どのような仕事を」、「どのくらいの期間」、派遣を受け入れるのか検討する必要があります。そう考えると、社員を雇用する場合と変わりませんね。

年末が近づくと、年賀状の準備に大掃除に…とやることがたくさんありますね。毎年12月になってから“来年はもっと早く準備をしよう”と思っているのにまた…なんてことにならないように、早め早めに年末調整の準備をしておきましょう。

■ 年末調整の準備手順 ■

◆ 国税庁から年末調整の書類が届いたら、以下の書類をセットして従業員の方に配布します。

- ①平成24年 保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書
- ②平成24年 扶養控除等（異動）申告書
 （昨年の年末調整時に記入してもらっている場合も）
 （異動がないか確認するため、再度配布します。）
- ③平成25年 扶養控除等（異動）申告書



POINT!

- ・今年扶養していた家族が亡くなった場合、今年も扶養で申告ができる。
- ・今年子どもが生まれた場合は、何月に生まれても1年間扶養したと考える。
- ・失業保険、遺族年金は所得と考えない。

◆ 従業員の方から回収したら、それぞれ以下の事項をチェックします。

- ①の用紙…□保険料控除の金額（※1 今年の変更点参照）
 □保険料控除証明書の原本があるか
今年から書式が変更になっています。ご注意ください。
- ②の用紙…□住所に変更がないか
 □扶養者に変更がないか
 □本人、扶養者が障害者・寡婦等に該当するか
 □扶養者が老人・特定扶養の年齢かどうか
 ・扶養者の所得の金額について
 □必要経費の65万円が引かれた金額で記入されているか
 □65万円を引いた金額が38万円以下か
 ・年金受給者の金額
 □65歳未満の場合… 70万円を引いた金額が38万円以下か
 □65歳以上の場合… 120万円を引いた金額が38万円以下か
- ③の用紙…平成25年分の給与計算に使用します。変更がある場合はソフトの設定を変えるなど忘れないようにしましょう。また、来年の年末調整時に使用するため、大切に保管しておいてください。



■ 今年の変更点 ■

◆ 生命保険料控除の改正（※1）

改正により「介護医療保険料控除」が新設されました。また、各保険料控除の合計適用限度額が12万円（旧制度10万円）になりました。

但し、契約日によって対応がかわるため、注意が必要です。保険料控除証明書には「適用控除区分」や「新・旧」の記載がありますので、ご確認ください。詳しくは、各保険会社からの通知等をご覧ください。

保険等の種類	旧契約	新契約	両方ある場合
一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
介護医療保険料	—	最高4万円	—
合計適用限度額		最高12万円	

◆ 「納期の特例」の納期限の変更

7月から12月までに支払った給与等の源泉所得税の納期限が翌年1月10日から翌年1月20日になりました。（対象：常時10人未満の従業員をもつ事業所で「納期の特例」の届け出をしている事業所）

◆ 自動車など使用の通勤手当の非課税限度額の変更

運賃相当額（最高限度額10万円）の非課税措置が廃止され距離比例額を超える通勤手当は課税対象となりました。

片道の通勤距離	2 km未満	2 km以上 10 km未満	10 km以上 15 km未満	15 km以上 25 km未満	25 km以上 35 km未満	35 km以上 45 km未満	45 km以上
1ヶ月当たりの限度額	全額課税	4,100円	6,500円	11,300円	16,100円	20,900円	24,500円

■ よくある質問Q&A ■

- Q. 確定申告をする人は、しなくてもいいですか？
- A. 勤務先からの給与以外で家賃収入などの所得があり確定申告をしている場合でも「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している勤務先からの給与総額が2,000万円以下の人は、年末調整を行う必要があります。
- Q. 年途中で就職した人も年末調整するのですか？
- A. 年途中で就職した人が、就職前の勤務先より給与の支払いを受けていた際は、前の勤務先で受けていた給与と、その控除された源泉徴収税額・社会保険料等も含めて年末調整の計算を行わなければなりません。
- Q. 妻が契約者になっている生命保険の保険料は生命保険料控除の対象となりますか？
- A. 所得のない妻や子が生命保険の契約者であっても、その保険料や掛け金を給与所得のある夫が支払っている場合には、夫の生命保険料控除の対象となります。ただし、その保険金の受取人は給与所得のある者又はその配偶者、その他の親族でなければなりません。

お問い合わせは ☎0776 (58) 2470
北出経営労務事務所まで

11月のおしらせ

まめ知識

紅葉を鑑賞することを「もみじ狩り」とよぶのはなぜでしょう。もともと平安時代の貴族の間で始まり、紅葉を見物しながら宴を開き、その美しさを和歌に詠んで勝負する「紅葉合」が流行したそうです。その後、江戸時代から庶民にも広がり、季節行事として定着していきました。「狩る」という言葉には「花や草木を探し求める」という意味があるそうです。



<p>年末調整説明会</p>	<p>年末調整の説明会が以下の日程で行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆福井 11/20 (火) 13:30~15:30 11/21 (水) 9:30~11:30 13:30~15:30 ◆坂井 11/21 (水) 14:00~16:00 11/22 (木) 14:00~16:00 ◆武生 11/22 (木) 10:00~12:00 <p>AOSSA8F みくに文化未来館 ハートピア春江 サンドーム福井 (小ホール)</p> <p>そのほかの開催地については国税局のHPをご覧ください。 http://www.nta.go.jp/kanazawa/topics/nencho/index.htm</p>
<p>年間カレンダーの準備</p>	<p>12月が年度末の事業所は来年度のカレンダーを用意しておきましょう。</p>
<p>労働時間適正化キャンペーン</p>	<p>11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。 長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。 特に月45時間以上の過重労働は脳・心臓疾患に影響を及ぼすとされています。 ①時間外・休日労働時間の削減 ②労働者の健康管理 に努めましょう。 詳しくは http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukiun/campaign.html まで。</p>



所長 北出慎吾

「日本の百年企業」という書籍に創業百年を超える企業は全国で二万社以上あると紹介されていました。結構有名な話ですが、世界最古の企業は実は日本にあるのです。大阪の「金剛組」が創業したのが578年。聖徳太子が四天王寺建立の際に百濟から呼んだ宮大工、金剛重光によって創業されたそうです。(色々あって今はグループの傘下にあります) 事業を継承するってとても大変なことですね。その百年企業の共通点。それは社訓や家訓があること。北出家の家訓も創ろうっかな~(*^*)v

ふと、インスタントコーヒーの自販機を見ていたら、「ミルク多め」・「砂糖多め」のボタンが。なんとな〜く甘〜いコーヒーが飲みたくなり、自販機にお金を入れ、「ミルク多め」・「砂糖多め」のボタンを。そして、いざ、コーヒーのボタンへ！
が、何を思ったか、コーヒー『ブラック』のボタンを!? \(@o@)/
紙コップがカラ〜ン… コーヒー注入… ピーッ。 コップを取りだし微妙なコーヒーを飲みました…(T_T) 今度は気を付けます…



佐藤早智代



高間亜希

先日、息子が折り紙の本を持ってきてくす玉を作ると言うので渋々作りしました(笑)これが中々の手間で小さなお花のようなパーツを40個作り、10個づつ糸で繋いで更にそれを重ねて丸く形にしながら糸で固定するのですが、作り出したらはまってしまって3個も作ってしまいました(^_^) 使用した折り紙120枚、かかった時間丸1日です(>_<) 休日を折り紙に費やしてしまいました(-_-) 途中からは頼んできた息子の方が呆れ顔で「もういいよ…」と言われてしまいました(^_^)

先日、たまたま「ディスクゴルフ」を体験する機会がありました。ディスクゴルフってご存知ですか？ゴルフボールの代わりにフライングディスクを投げて、何投で的に入るかを競うものだそうです。とても簡単なルールなので、子どもでも楽しめました(*^_^*) なかなか思うところに飛ばないので、スコアは散々でしたが(^_^) これなら、体力のない私でもできるかも(*^_^*) !? ということで、記念にいただいたフライングディスクで、また楽しみたいと思います(^o^)



橋本友美